

北海道庁旧本庁舎条例（仮称）素案の概要

提案の背景

- 北海道庁旧本庁舎（以下「旧本庁舎」という。）は、明治19年（1886年）に建設が開始され、同21年（1888年）に完成してから、昭和43年（1968年）に現在の本庁舎が完成するまでの80年にわたり、北海道行政の拠点、中枢としての役割を果たした。
- 旧本庁舎は、昭和44年（1969年）に国の重要文化財に指定された後も、書庫や会議室等の部分が行政庁舎として利用される一方で、記念室（旧知事室・長官室）や展示室等の部分が一般に公開され、近年は国内外から年間約70万人が訪れる道内有数の観光スポットとなっている。
- しかし、昭和43年に行われた復原改修工事から約半世紀が経過し、建物の内部・外部ともに劣化が進み、耐震性を向上させる必要もあることから、道は、令和元年（2019年）から旧本庁舎の大規模な改修工事を行っており、令和7年（2025年）にリニューアルオープンを予定している。
- この改修の際に、道では、旧本庁舎のリニューアルに関する計画等を策定し、旧本庁舎を北海道の歴史文化・観光情報の発信拠点として位置付け、施設の魅力向上を図ることとした。

【旧本庁舎のリニューアルに関する計画等】

名 称	利活用に関する内容
重要文化財 北海道庁旧本庁舎 （赤れんが庁舎） 保存活用計画 （H29.3）	<ul style="list-style-type: none">◦ 歴史的価値を後世に継承していくために、この建物を良好な状態に保存して広く公開する。◦ 赤れんが庁舎の発信力と重要文化財としての優れた価値を活かし、国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点として利活用を図っていく。
赤れんが庁舎 リニューアル 基本指針 （H31.3）	<ul style="list-style-type: none">◦ 北海道の歴史文化・観光情報の発信拠点施設として位置付け、館内の展示や利活用方法を全面的に見直し、施設の魅力向上を図る。◦ 管理運営体制（指定管理者制度、公開範囲、収益確保（利用料金設定））の方向性を整理

条例の趣旨

- 旧本庁舎を従来の行政庁舎としてではなく、「**公の施設**」（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）として位置付け、設置の目的や事業、利用の手続等を規定する。
- リニューアル後の旧本庁舎において**指定管理者制度を導入**し、道が指定した民間事業者（指定管理者）に旧本庁舎と前庭を一体的に管理させることにより、利用者の満足度向上や利用料金等での収益獲得による自立性の高い施設運営を目指す。

主な内容（条例の素案）

1 設置の目的

歴史的な価値を有する建造物である旧本庁舎の保存、公開等を行うとともに、北海道の歴史、文化及び観光に関する情報を発信することにより、道民の文化の向上及び活動の促進並びに観光の振興を図る。

2 指定管理者による管理

旧本庁舎の管理は、指定管理者に行わせる。

4 開館時間・休館日

（1）開館時間

午前8時45分から午後9時まで

（2）休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

3 指定管理者が行う業務

（1）事業に関する業務

- ・旧本庁舎の保存及び公開
- ・旧本庁舎に関する資料その他北海道の歴史、文化及び観光に関する資料の保管及び展示
- ・旧本庁舎の施設及び設備（以下「施設等」という。）の一般利用

（2）旧本庁舎への入館や施設等の利用、資料の貸出し等の承認に関する業務

（3）施設等の維持管理に関する業務

5 利用料金

旧本庁舎に入館し、又は施設等を利用する場合は、利用料金を指定管理者に納めるものとする。

今後のスケジュール（予定）

令和6年第2回北海道議会定例会に条例案を提案予定（6月）

添付資料

- 1 北海道庁旧本庁舎条例（仮称）素案
- 2 重要文化財 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画
- 3 赤れんが庁舎リニューアル基本指針